

「おさえておきたい、覚えておきたい きまりごと・ポイント集」

徐行場所 ★

1.左右の見通しがきかない交差点(交通整理が行われている場合や優先道路を通行している場合を除く)
2.道路のまがり角付近
3.上り坂の頂上付近
4.こう配の急な下り坂

駐停車禁止の場所 ★

1.軌道敷内
2.坂の頂上付近
3.こう配の急な坂
4.トンネル
5.交差点とその端から5メートル以内の場所
6.道路のまがり角から5メートル以内の場所
7.横断歩道とその端から前後5メートル以内の場所
8.自転車横断帯とその端から前後5メートル以内の場所
9.踏切とその端から前後10メートル以内の場所
10.安全地帯の左側とその前後10メートル以内の場所
11.バス・路面電車の停留所の標示板(柱)から10メートル以内の場所(運行時間中に限る)

追い越し禁止場所 ★

1.道路のまがり角付近
2.上り坂の頂上付近
3.こう配の急な下り坂
4.トンネル(車両通行帯がある場合を除く)
5.交差点とその手前から30メートル以内の場所 (優先道路を通行している場合を除く)
6.踏切とその手前から30メートル以内の場所
7.横断歩道とその手前から30メートル以内の場所
8.自転車横断帯とその手前から30メートル以内の場所
*7と8は追い抜きも禁止されている。

駐車禁止の場所 ★

1.火災報知機から1メートル以内の場所
2.バスターミナル・駐車場・車庫などの自動車専用の出入口から3メートル以内の場所
3.道路工事区域の端から5メートル以内の場所
4.消防自動車など消防用器具の置場・消防用防火水そう (これらの施設が道路から離れているときは、道路に面する出入口)から5メートル以内の場所
5.消火栓・指定消防水利の標識のある位置や消防用防火水そうの水の取り入れ口から5メートル以内の場所

●上記の4つの★印の場所以外でも、標識などで指定してあるときは、標識に従うこと。

一般道路での最高速度

車の種類	最高速度
自動車 大型自動車(乗用・貨物) 普通自動車(乗用・貨物) 大型・普通自動二輪車 大型特殊自動車 けん引自動車	60km/h
原動機付自転車	30km/h

高速自動車国道での最高及び最低速度

車の種類	最高速度	最低速度
大型乗用自動車 普通自動車 (三輪のものどけん引自動車を除く) 大型・普通自動二輪車	100km/h	50km/h
上記以外の自動車	80km/h	
*本線車道が道路の構造上往復の方向に分離されていない区間では、一般道路と同じ。		

第一種運転免許の種類

	大型自動車	普通自動車	大型特殊自動車	大型二輪車	普通二輪車	小型特殊自動車	原動機付自転車
大型免許	●	●				●	●
普通免許		●				●	●
大型特殊免許			●			●	●
大型二輪免許				●	●	●	●
普通二輪免許					●	●	●
小型特殊免許						●	
原付免許							●
けん引免許	大型・普通・大型特殊自動車のけん引自動車で、車両総重量(人や荷物をのせた状態での車全体の重さ)が750kgを超える重被けん引車をけん引する場合						